

第3章 開発許可技術基準

1 開発許可技術基準（法第33条）

（開発許可の基準）

法第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

法第33条は良好な市街地の形成を図るため、開発行為の技術的基準を確保することをねらいとしており、許可権者はこれらの基準に適合すると認める時は許可しなければならない旨の義務を課した条文です。

なお、申請にかかる開発行為が市街化調整区域内である場合には、第二種特定工作物にかかるものを除き、法第34条各号のいずれかに該当するものであることが必要となります。

2 開発許可技術基準の適用区分（法第33条第1項各号）

法第33条第1項各号の基準は、各々の開発行為に全ての許可基準が適用されるのではなく、当該開発行為の種類に応じて良好な市街地の整備に必要な基準のみが適用されます。

当該開発行為の種類は、「自己の居住の用に供する（開発行為）」、「自己の業務の用に供する（開発行為）」及び「その他（の開発行為）」に分けられ、適用される基準は、表-1のとおりです。

(1) 「自己の居住の用に供する（開発行為）」

開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用する住宅の建設のために行うものをいい、当然自然人に限られることとなります。

(2) 「自己の業務の用に供する（開発行為）」

当該建築物又は特定工作物において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、自己の業務に係る営業資産であっても、自己が使用しないものは該当しません。また、文理上住宅は含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当しません。

次に掲げるようなものが該当します。

- ・ホテル、旅館
- ・結婚式場
- ・会社自ら建設する工場、事務所、これらの敷地内における福利厚生施設（寮、社宅は除く。）
- ・保険組合、共済組合の行う宿泊施設、レクリエーション施設
- ・学校法人の建設する学校

(3) 「その他（の開発行為）」（非自己用ともいう）

(1)及び(2)以外の開発行為をいい、次に掲げるようなものが該当します。

- ・会社が従業員用に建設する寮、社宅
- ・別荘（生活の本拠でない。）
- ・貸事務所、貸店舗、貸工場、貸倉庫、貸車庫、貸コンクリートプラント等
- ・分譲住宅、賃貸住宅
- ・有料老人ホーム
- ・墓園の造成

表-1 開発許可基準の適用区分

○：基準が適用されるもの。 ×：基準が適用されないもの

第33条 第1項 各号	基準内容		建築物			第1種特定工作物			第2種特定工作物			備考	
			自己住宅	自己業務用		その他	自己用		その他	自己用			その他
				1ha未満	1ha以上		1ha未満	1ha以上		1ha未満	1ha以上		
1	用途地域等への適合		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	公共空地の確保等	道路 消防水利	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
		公園等	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	0.3ha以上
3	排水施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	給水施設		×	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	地区計画等への適合		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	公共・公益施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	防災・安全措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	災害危険区域等の除外		×	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	樹木、表土の保全		○	×	○	○	×	○	○	×	○	1ha以上	
10	緩衝帯		×	×	○	○	×	○	○	×	○	1ha以上	
11	輸送施設		×	×	○	○	×	○	○	×	○	40ha以上	
12	申請者の資力・信用		×※	×※	○	○	×※	○	○	×※	○		
13	工事施行者の能力		×※	×※	○	○	×※	○	○	×※	○		
14	関係権利者の同意		○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するもの等を除く

3 用途地域等の適合（法第33条第1項第1号）

（開発許可の基準）

法第三十三条

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合、当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合、建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十四項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

開発行為を行う土地について建築基準法等により用途の制限が定められている場合には、予定建築物又は第一種特定工作物の用途がこれに適合していなければなりません。

用途の制限に適合しているか否かは、建築又は建設の際に改めて確認される場所ですが、基本的な事項であるため、造成の際にあらかじめ、チェックしておくことが望ましいので、このように規定されています。

また、「適合している」とは、これらの地域における建築又は建設の制限を受けない建築物、特定工作物、又はそれぞれの法律に基づく例外許可を受けたものをいいます。

4 公共の用に供する空地の配置（法第33条第1項第2号）

（開発許可の基準）

法第三十三条

ニ 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

本号は、開発許可段階で想定される予定建築物等の敷地の周辺に、予定建築物等の用途、敷地の規模、配置等に応じて所要の利便施設を確保しようとする趣旨の規定です。

本号を適用するにあたって必要な技術的細目は、令第25条並びに規則第20条、第20条の2、第21条、第24条及び第25条に規定されています。

なお、「設計がこれ（都市計画）に適合している」とは、当該開発行為の設計が、これらの都市計画の実現を妨げるものでないことはもちろんのこと、技術的に可能であり、かつ、施行者（申請者等）に不当な負担にならない範囲において、できる限り都市計画の内容を実現すべきことを要求するという趣旨です。例えば開発許可を与えようとする地域内に都市計画決定された公共施設が定められている場合、その部分の空地の確保が原則許可要件となるということです。

5 道路に関する基準 (令第25条第1号~第5号、規則第20条、第20条の2、第24条)

(法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

令第二十五条 法第三十三条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。
- 二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、六メートル以上十二メートル以下で国土交通省令で定める幅員(小区間で通行上支障がない場合は、四メートル)以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。
- 三 市街化調整区域における開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第六号及び第七号において同じ。)にあつては、予定建築物等の敷地から二百五十メートル以内の距離に幅員十二メートル以上の道路が設けられていること。
- 四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル(主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、六・五メートル)以上の道路(開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路)に接続していること。
- 五 開発区域内の幅員九メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

(道路の幅員)

規則第二十条 令第二十五条第二号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が一平方メートル未満のものにあつては六メートル(多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、八メートル)、その他のものにあつては九メートルとする。

(令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路)

規則第二十条の二 令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が四メートル以上であること。

(道路に関する技術的細目)

規則第二十四条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

- 二 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。
- 三 道路の縦断勾配は、九パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、十二パーセント以下とすることができる。
- 四 道路は、階段状でないこと。ただし、もつぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。
- 五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。
- 六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。
- 七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて車道から分離されていること。

(1)道路の全般的基準（令第25条第1号）

道路は、次に掲げる事項に留意して設計するものとします。

- ・都市計画において定められた道路の機能を阻害しないよう設計する
- ・開発区域外の既存道路の機能を阻害しないよう設計する
- ・接続道路は、開発区域内道路、開発区域外道路の機能が有効に発揮するよう設計する
- ・開発区域内の道路は、無用な道路築造は避けて道路を配置しないと建築できない場合に限り、開発区域の規模、開発区域の周辺の道路の状況等を勘案して主要道路、区画道路等を適切に配置する

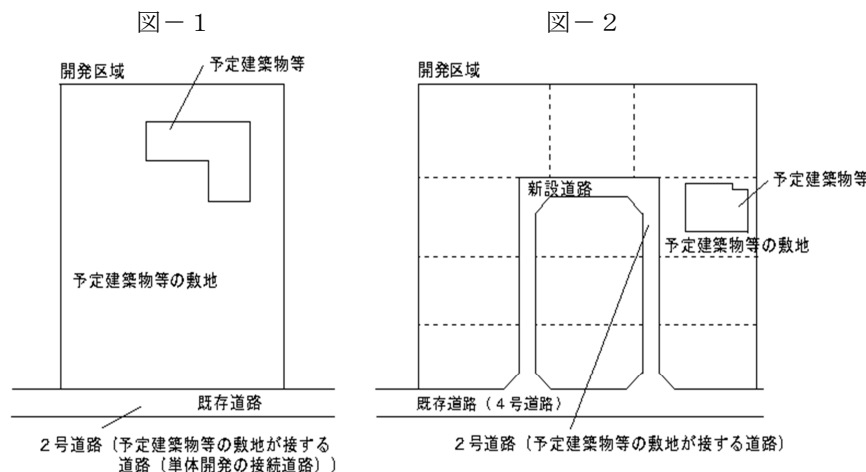
(2)令第25条第2号に規定する道路（予定建築物等の敷地が接する道路）（令第25条第2号、規則第20条）

ア 幅員

令第25条第2号は、予定建築物等の敷地が接することとなる道路の最小幅員を規定しています。

予定建築物等の敷地と開発区域との関係は、予定建築物等の敷地と開発区域が同一である場合（図一）や、開発区域の中に複数の予定建築物等の敷地がある場合（図二）があります。

この予定建築物等の敷地それぞれが、規定の幅員の道路に接していなければなりません。その道路幅員は、住宅の敷地又は開発区域の規模が1,000平方メートル未満である住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地にあつては6メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8メートル）、その他のものにあつては9メートルとなっています。



イ 出入口

令第25条第2号に規定する道路に予定建築物の敷地の出入口が接することを原則とします。

ウ 令第25条第2号かつこ書に規定する道路 (小区間道路)

主に住宅の建築のを目的とする開発行為で、小区間で通行上支障がないと認められる場合、その幅員を4メートル以上とすることができます。

令第25条第2号かつこ書に規定する道路の運用基準

(令和2年4月1日一部改正)

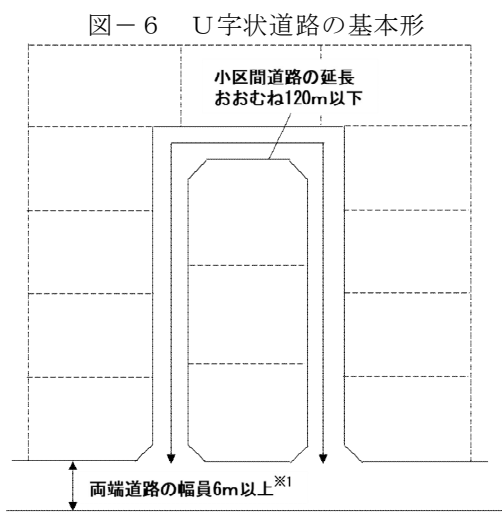
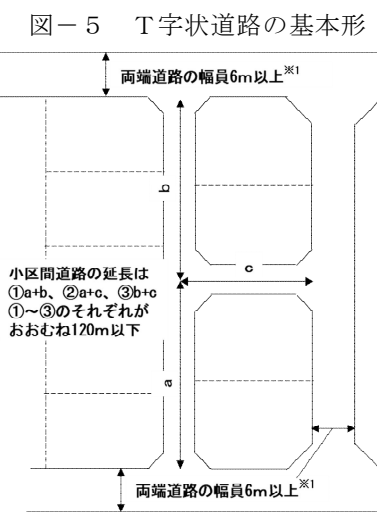
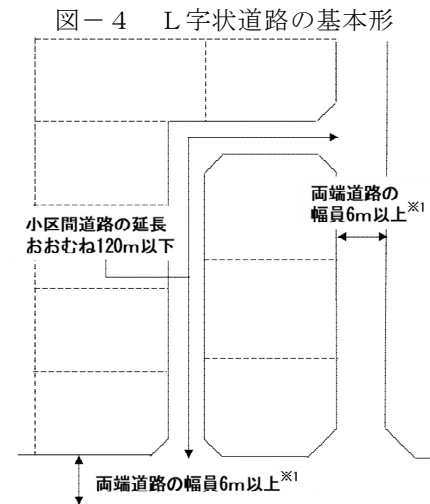
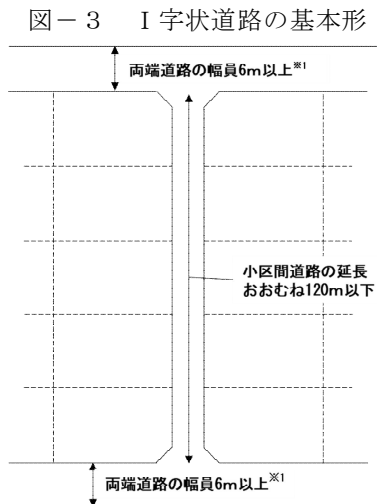
次の各項に該当する場合、令第25条第2号かつこ書「小区間で通行上支障がない場合」とみなす。

- 1 主として、当該道路の利用者が、その道路に面する敷地の居住者等に限られる形状である
- 2 当該道路の延長が、おおむね120メートル (その道路が、袋路状の場合においては35メートル) 以下
- 3 当該道路の両端が、現況幅員6メートル (その道路の区間延長が、おおむね70メートル以下、かつ、両端が既存道路である場合は4メートル) 以上の、原則通り抜けている道路に接続している

なお、当該道路が、袋路状の場合は、現況幅員6メートル (接続する道路が、既存である場合は4メートル) 以上の、原則通り抜けている道路に接続している

注 都市計画区域外における住宅系 (一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋) の開発で、周辺の交通量が少ない場合は、第2項の120メートルを500メートル、第3項の70メートルを300メートルと読み替える。

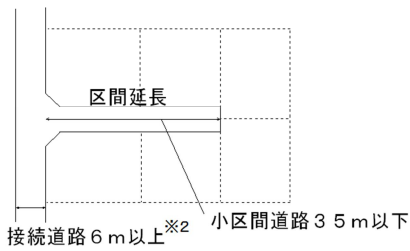
令第25条第2号かつこ書に規定する道路 図解



※1 「小区間道路」の延長がおおむね70メートル以下で、接続する道路が既存の場合は、幅員は4メートル以上で、原則通り抜けているもの。

図-7

袋路状道路の基本形



※2 「小区間道路」が袋路状で、接続する道路が既存の場合は、幅員は4メートル以上で、原則通り抜けているもの

エ 令第25条第2号ただし書に規定する道路（単体開発における既存道路の幅員）

開発区域内に新たに道路を築造しない開発行為において、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、支障がないと認められる場合であって、環境の保全（良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光等）、災害の防止（①延焼のおそれ、②避難活動、③消防活動）、通行の安全（①通過交通が少なく、かつ、1日当たりの車両の交通量も少ない、②歩行者の数が多くない、③予定建築物等の用途が多数の車両の出入りが見込まれるものでない（大規模商業施設、大規模流通業務施設等は該当しない））及び事業活動の効率の観点から支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、予定建築物等の敷地が接する既存道路の幅員を表-2のとおりとすることができます。

令第25条第2号ただし書に規定する道路の運用基準

（平成31年4月1日一部改正）

次の各項に該当する場合、令第25条第2号ただし書に規定する道路とみなす。

- 1 周辺に既に建築物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難である
- 2 開発区域が接する既存道路の現況幅員が、6メートル未満で、開発区域に接する当該道路の中心から3メートル後退し、その部分を道路として整備する

ただし、既存道路の現況幅員が5メートル以上あり、市長が後退不要と判断した場合又は開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときはこの限りでない

表-2 予定建築物等の敷地が接する既存道路の幅員

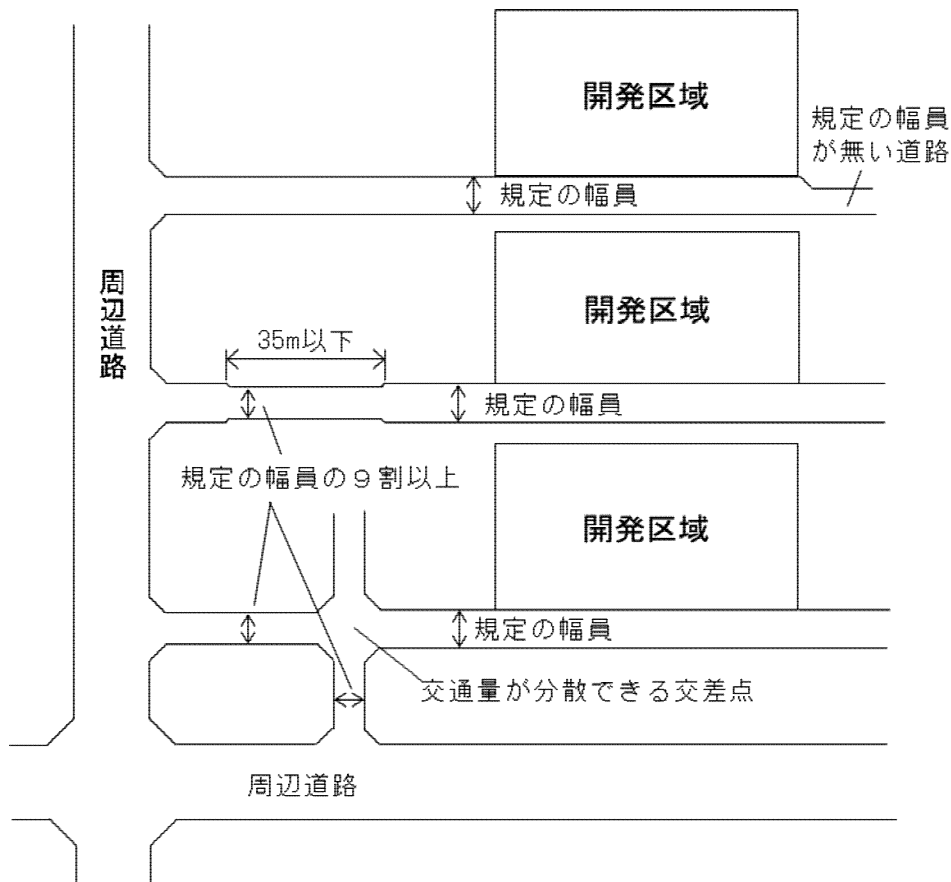
区域区分	建築物の用途	0.3ha 未満	0.5ha 未満	1.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満	10.0ha 未満
都市計画区域	住宅系	4.0m以上			6.0m以上		緩和なし
	その他	5.0m以上			6.0m以上		緩和なし
都市計画区域外	住宅系				4.0m以上	5.0m以上	6.0m以上
	その他				4.0m以上	5.0m以上	6.0m以上

注1 表中、「住宅系」とあるのは、一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋の用途に供するものをいう。

注2 既存道路は開発区域前面まで表に規定する幅員があり、原則通り抜けていること。ただし、道路の一部が狭小である場合で、狭小部分の幅員が上表の規定幅員の9割以上でその延長が35メートル以下であるとき、又は、交通量が分散できる交差点から先の道路が規定幅員の9割以上の幅員があるときは規定幅員を満たすものとする。（図-8）

「道路の一部が狭小である場合」 図解

図-8



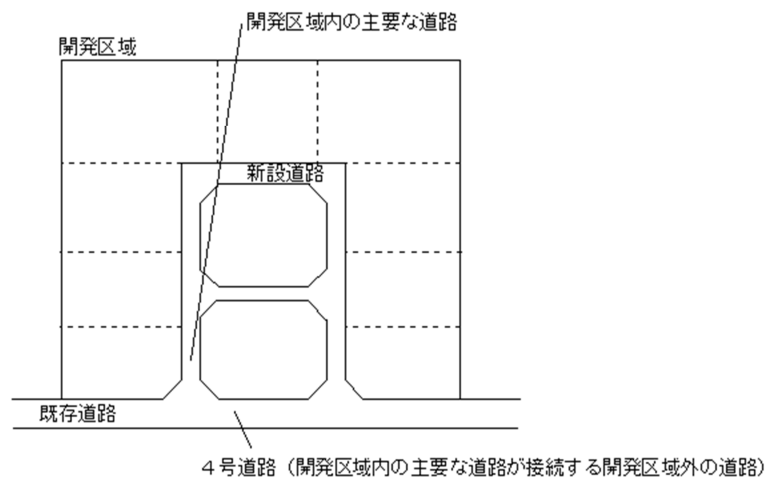
(3) 令第25条第4号に規定する道路（既存道路）（令第25条第4号）

ア 幅員

令第25条第4号は、開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の既存道路について規定しています。（図-9）

当該道路の幅員は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5メートル以上、その他にあつては9メートル以上となっています。

図-9



イ 令第25条第4号かつこ書に規定する道路（開発区域内の主要な道路を接続する既存道路の幅員）
 開発区域内に新たに道路を築造する開発行為において、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その道路を接続する既存道路の幅員は、表-3のとおりとすることができます。

令第25条第4号かつこ書に規定する道路の運用基準 (平成31年4月1日一部改正)

次の各項に該当する場合、令第25条第4号かつこ書に規定する道路とみなす。

- 1 周辺に既に建築物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難である
- 2 開発区域内の主要な道路が接する既存道路の現況幅員が、6.5メートル未満で、開発区域に接する当該道路の中心から3.25メートル後退し、その部分を道路として整備する

ただし、既存道路の現況幅員が6メートル以上あり、市長が後退不要と判断した場合又は開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときはこの限りでない

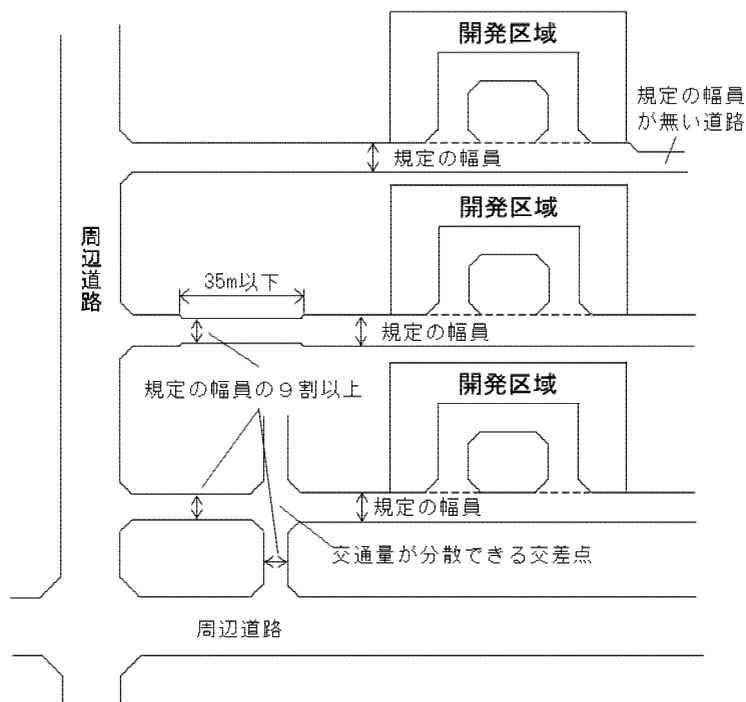
表-3 開発区域内の主要な道路が接する既存道路の幅員

区域区分	建築物の用途	0.3ha 未満	0.5ha 未満	1.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満	10.0ha 未満
都市計画区域	住宅系	4.0m以上		5.0m以上	6.0m以上		緩和なし
	その他						
都市計画区域外	住宅系	/			4.0m以上	5.0m以上	6.0m以上
	その他						

注1 表中、「住宅系」とあるのは、一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋の用途に供するものをいう。
 注2 既存道路は開発区域前面まで表に規定する幅員があり、原則通り抜けていること。ただし、道路の一部が狭小である場合で、狭小部分の幅員が上表の規定幅員の9割以上でその延長が35メートル以下であるとき、又は、交通量が分散できる交差点から先の道路が規定幅員の9割以上の幅員があるときは規定幅員を満たすものとする。(図-10)

「道路の一部が狭小である場合」 図解

図-10



(4) 歩車道分離 (令第25条第5号)

道路幅員9メートル以上の道路は、下表を標準として歩車道が分離されているものとします。

表-4 幅員構成

道路幅員	歩道幅員	車道幅員
9m	2m	7m
12m	2.5m×2	7m
16m	2.5m×2	11m
18m	3m~3.5m×2	11m~12m

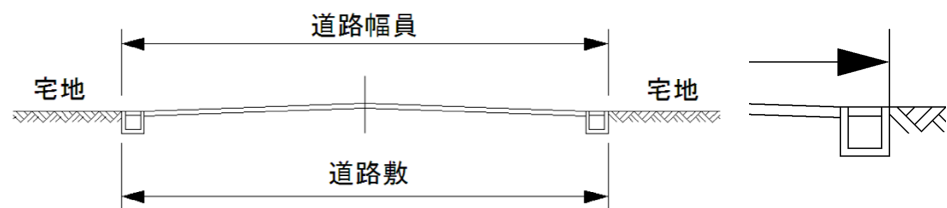
(5) 道路幅員

「道路幅員」とは、車道、歩道及び植樹帯等の合計の幅員をさします。また、電柱等は原則として道路幅員外へ設置します。

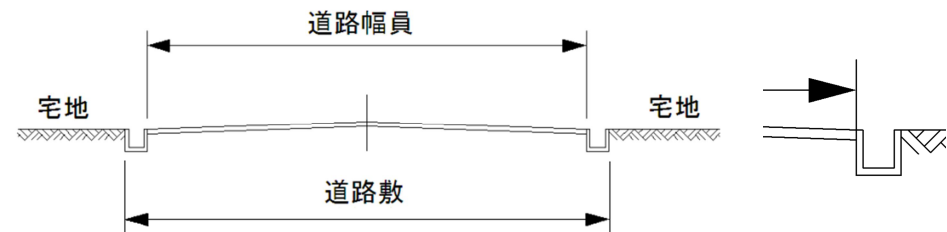
道路有効幅員の図解

図-11

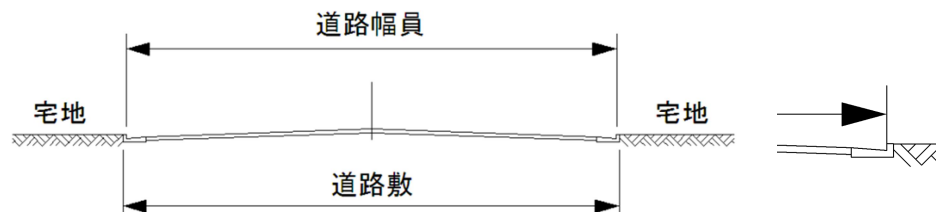
① U型側溝設置の場合 (溝蓋設置)



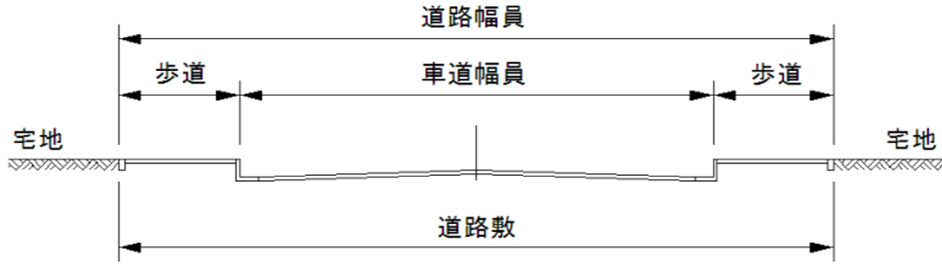
② U型側溝設置の場合 (溝蓋なし)



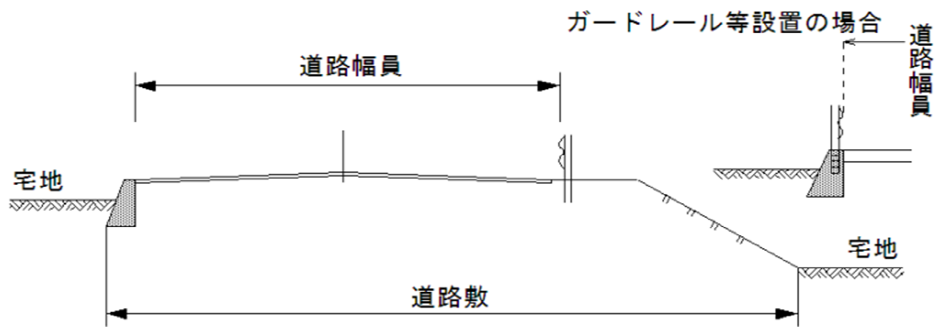
③ L型側溝設置の場合



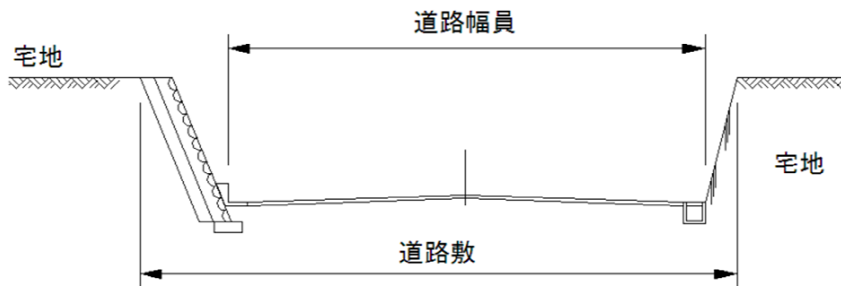
④ 歩車道分離の場合



⑤ 盛土の場合



⑥ 切土の場合



(6) 道路舗装及び横断勾配 (規則第24条第1号)

道路は、砂利敷き以上の舗装とします。道路の横断勾配は下表を標準として設計されていることとします。

表-5 道路の横断勾配

路面の種類		横断勾配(単位:パーセント)
車道及び路肩等	セメント・コンクリート舗装道及び アスファルト・コンクリート舗装道	1.5以上2以下
	その他	3以上5以下
歩道又は自転車道等		2

(7) 雨水排水（規則第24条第2号）

排水施設は、道路の両側及び交差部に設置することを標準とします。また、計画に当たっては次に掲げる事項に留意することとします。

- ・道路の側溝等を道路幅員に含める場合には、対象とする自動車荷重に耐えられる構造にするとともに、道路管理者との協議を満足すること。
- ・湧水がある場合には、側溝下部へ地下排水溝を設け、路床部の含水比を下げること。
- ・縦断勾配の急な道路には、横断排水溝を考慮すること。

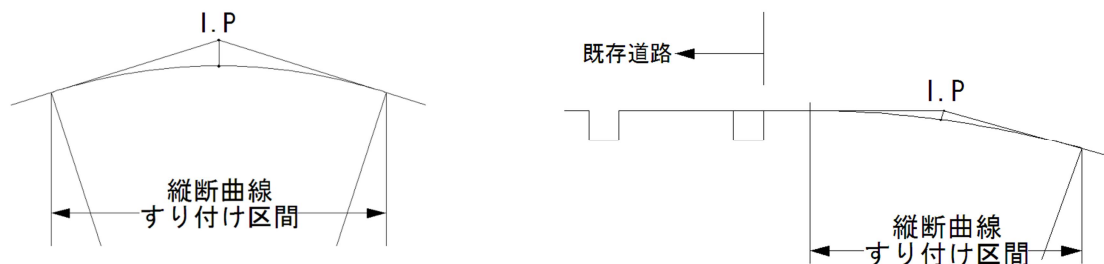
(8) 縦断勾配（規則第24条第3号）

道路の縦断計画に当たっては、次に掲げる事項に留意することとします。

- ・縦断勾配が9パーセントを超え、12パーセント以下とできる区間は、120メートル以下とする。
- ・縦断勾配が9パーセントを超える場合は、すべり止め舗装とすることを標準とする。
- ・縦断勾配の変化点には適当な縦断曲線を入れること。

縦断曲線の設置例

図-12

**(9) 階段道路（規則第24条第4号）**

歩行者専用道路で階段とする場合は、踏面は26センチメートル以上、蹴上げは18センチメートル以下、その高さが4メートルを超えるものにあつては、高さ4メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設けることを標準とします。

なお、「手すり」の設置については建築基準法施行令第25条第2項を準用します。

(10) 規則第24条第5号ただし書に規定する道路（袋路状道路）

ア 開発区域内に新たに道路を築造する開発行為において、避難上及び車両の通行上支障がない場合は、その道路を袋路状とすることができます。

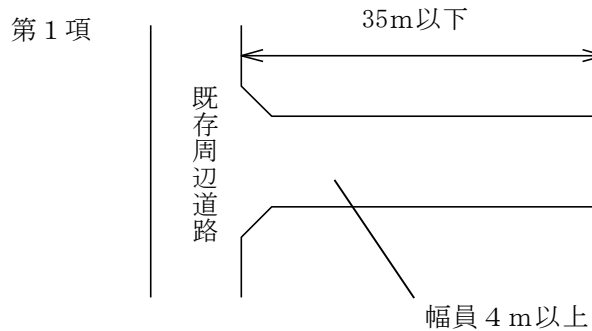
規則第24条第5号ただし書に規定する道路の運用基準

(平成31年4月1日一部改正)

次の各項のいずれかに該当する場合は、規則第24条第5号ただし書に規定する道路とみなす。

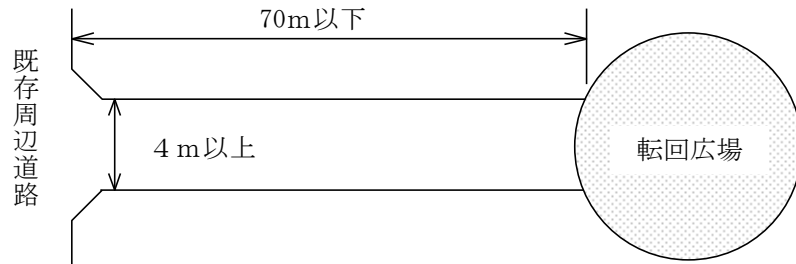
- 1 当該道路の延長が35メートル以下
 - 2 当該道路の延長が70メートル以下で、その終端に転回広場又は避難通路が設けられている
または、幅員が6メートル以上の場合
 - 3 当該道路の終端に転回広場及び避難通路が設けられている
 - 4 当該道路の終端が開発区域外の幅員4メートル以上の既存道路に接続されている
- 注1 避難通路は、幅員2メートル以上とし、当該袋路状道路以外の避難上支障がない道路又は避難上支障がない公園、緑地その他公共の用に供する空地に接続されていること。
- 注2 幅員は、令第25条第2号及び第4号による。
- 注3 住宅系の開発行為における袋路状道路は、図-13の例による

図-13

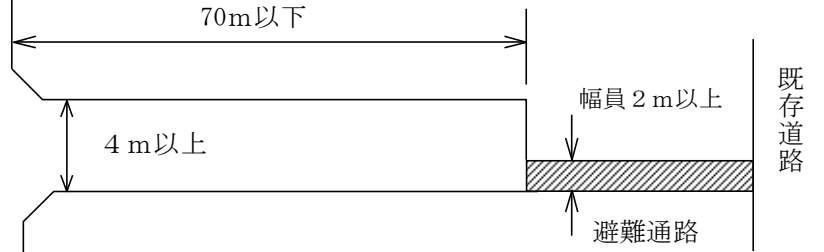


第2項

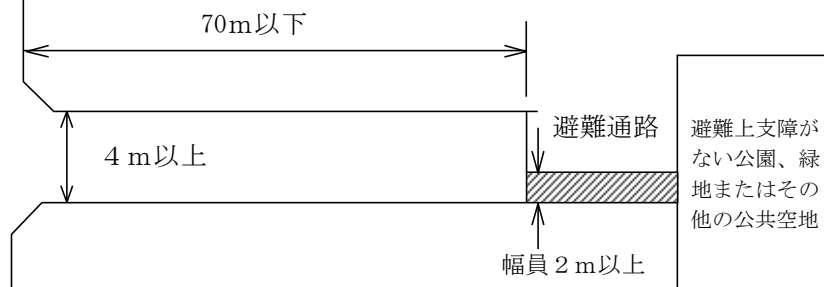
①



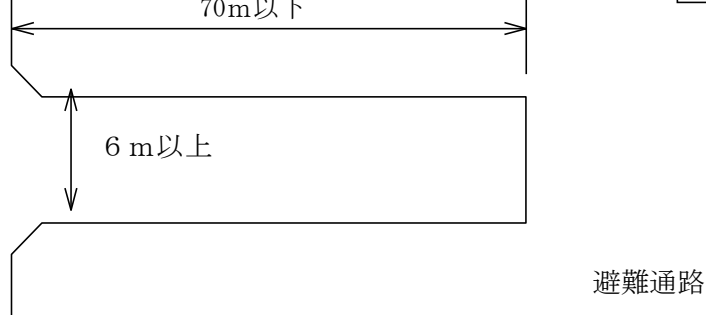
②



③

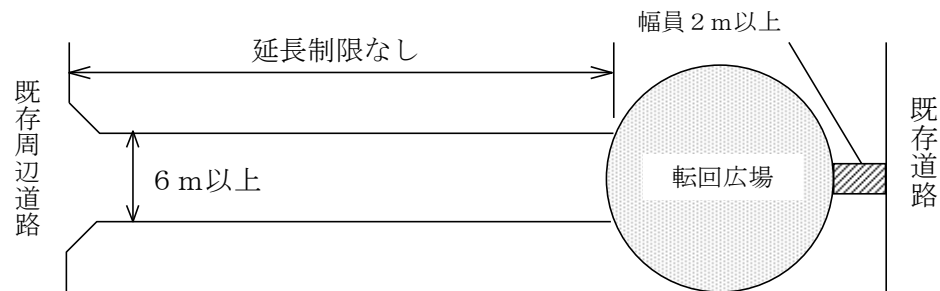


④

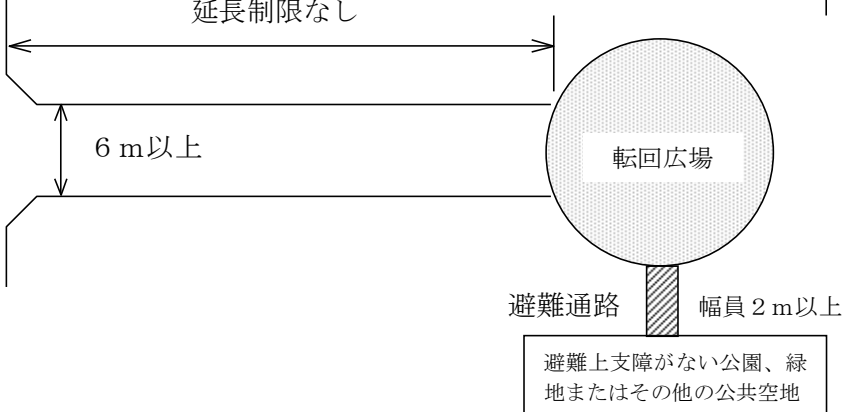


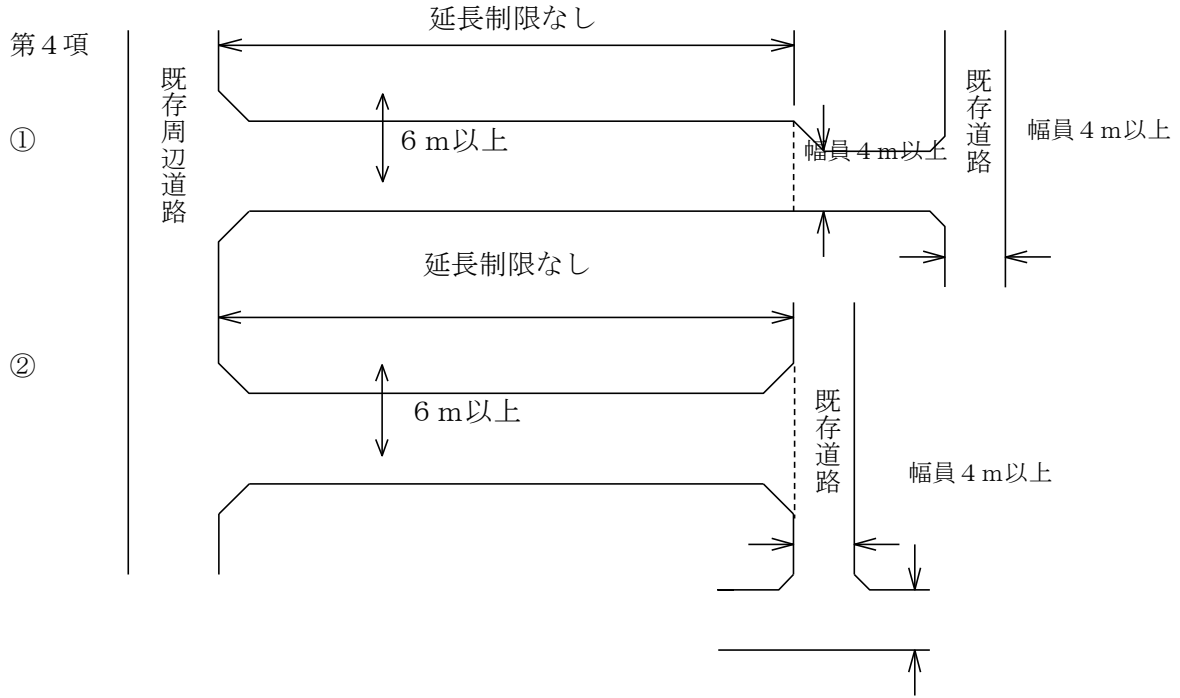
第3項

①



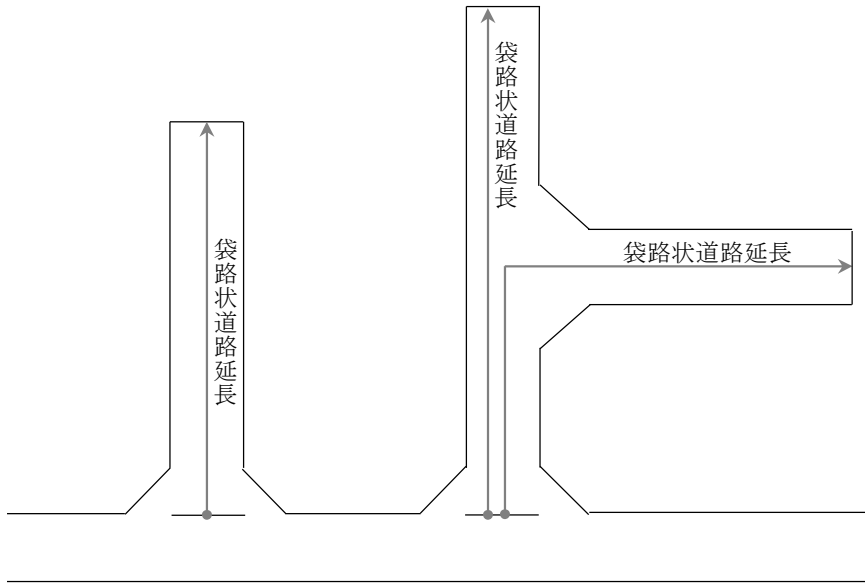
②



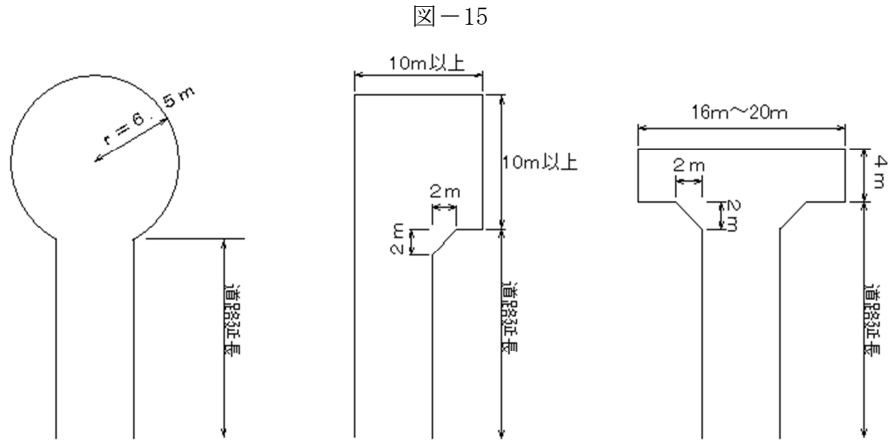


イ 袋路状道路の延長の測り方は、図-14の例によるものとします。

図-14



ウ 転回広場は、図-15 を標準とします。



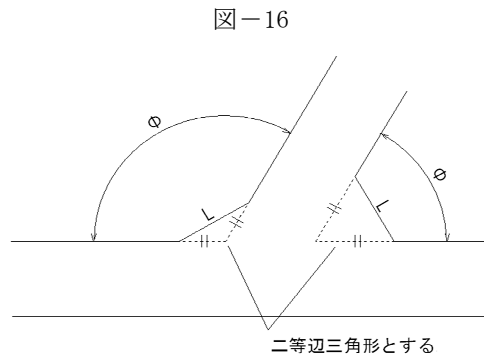
(11) 街角せん除 (すみ切り) (規則第 24 条第 6 号)

道路の交差部分及び曲がり角では、表-6 により街角が切り取られていることとします。道路幅員は、交差する道路のうち狭い方の道路の幅員とします。

表-6 すみ切り長さ

交差角 Φ	道路幅員			
	4.0m以上 4.5m未満	4.5m以上 6.0m未満	6.0m以上 10.0m未満	10.0m以上
90° 前後	3	4	5	協議による (参考:開発許可制 度の解説)
60° 以下	4	5	6	
120° 以上	2	3	4	

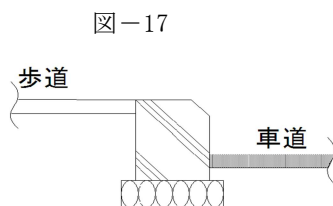
※ただし、135度以上の場合はすみ切り不要



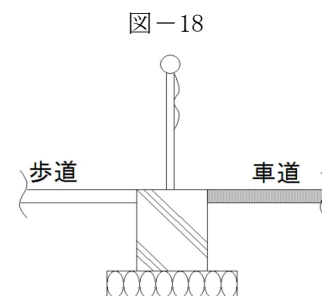
(12) 歩車道分離 (規則第 24 条第 7 号)

歩道は縁石又は柵等により車道と分離することとします。

歩車道境界ブロックによる場合



ガードレール等による場合



(13) その他

以上のほか、道路計画にあたり次に掲げる事項に留意します。

- ・道路は歩行者、通行車両又は住民の安全のために必要な箇所には、交通安全施設及び防護施設が設置されていること。
- ・道路の交差角は90度を原則とし、やむを得ない場合でも60度以下を避けること。
- ・交差点は、食い違い交差、多脚交差は避けること。やむを得ず行う場合には、ロータリー等の設置や交通安全対策を講じ、通行上支障のない構造とすること。
- ・交通量の多い既存道路に開発区域が接する場合にあっては、道路の接続点の数は、必要最小限とすること。

※本基準は、法、令、規則を運用するための一般的基準を示したものです。

6 公園、緑地又は広場に関する基準（令第25条第6号、第7号、規則第21条、第25条）

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

令第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）

に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

（公園等の設置基準）

規則第二十一条 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一 公園の面積は、一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が二十ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が一平方メートル以上の公園が一箇所以上、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為にあつてはその面積が一平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

（公園に関する技術的細目）

規則第二十五条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が一平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(1)公園等の規模（令第25条第6号、第7号、規則第21条）

開発区域内には、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、公園、緑地又は広場（以下「公園等」とする。）が有効に利用できるよう表-7のとおり配置されていなければなりません。

表-7 公園等の開発規模別区分

開発区域の規模	公園等総面積	住宅系開発	住宅系以外の開発
0.3ha以上～ 5ha未満	開発区域面積 の3%以上	公園、緑地又は広場 (開発区域の周辺に相当規模の公園等がある場合は不要)	公園、緑地又は広場 (開発区域の周辺に相当規模の公園がある場合又は単体開発の場合等、開発区域の周辺の状況、予定建築物の用途及び敷地の配置等を勘案して必要がないと認められる場合は不要)
5ha以上～ 20ha未満		公園 (最低面積300㎡とし 1,000㎡以上の 公園を1か所以上)	公園、緑地又は広場 (防災上必要な空地となりうるもの)
20ha以上		公園 (1か所300㎡以上 1,000㎡以上の 公園を2か所以上)	

注 表中、「住宅系」とあるのは、一戸建ての住宅、共同住宅又は長屋の用途に供するものをいう。

(2)公園に関する技術基準

ア 出入口（規則第25条第1号）

出入口を2か所以上配置しなければならない場合、その公園（仮に敷地が矩形の場合）の一辺に2か所の出入口を設けるという趣旨ではなく、最低二辺に出入口を設けること。

イ さく、へい等の安全上の措置（規則第25条第2号）

公園の有効かつ安全な利用を図るために、交通量の激しい道路や鉄道に接して設けられている場合は、さく、へい、グリーンベルト等の設置により利用者の安全を確保する措置を講ずること。

ウ 公園の形状、勾配（規則第25条第3号）

公園は、ややもするとその形状、地形等から考えると建築物の敷地として利用しにくい土地に設けられがちですが、公園本来の目的を達成するに十分な遊戯施設等の施設が有効に配置でき、かつ、有効に利用できる形状、勾配（15度以下）で設けられている必要があります。

エ 雨水等処理施設（規則第25条第4号）

ここでいう排水施設は、雨水をはじめ、地下水、撒水等を有効に排出するものであると同時に、公園の有効利用上支障のないものであること。

(3)公園等が不要な場合

令第25条第6号ただし書きの規定は、開発区域が土地区画整理事業施行済若しくは施行中（都市計画決定のみの区域は除く）の区域内にある場合又は次に掲げる相当規模の公園等の敷地周囲から300メートルの区域内に含まれる場合とする。

ア 開発区域の面積に関わらず相当規模の公園等と扱うもの

(ア) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号から第3号に規定する公園

イ 開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合に相当規模の公園等と扱うもの

- (ア) 高崎市都市公園条例(昭和39年高崎市条例第37号)第2条第2号に規定する市有公園でおおむね300平方メートル以上のもの
- (イ) 法第36条第3項の完了公告が行われた区域内に設置された公園でおおむね300平方メートル以上のもの
- (ウ) 遊具が設置されており不特定の者が自由に出入りできる敷地でおおむね300平方メートル以上のもの

(4) 一般的注意事項

- ア 公園の出入口には、車止めが設けられていること。ただし、緊急車両の出入り可能な機能をもたせておくこと。
- イ 緑地に供する土地は、その傾斜が30度未満の地形であること。
- ウ 公園内に施設を設置する場合には、市長と協議のうえ、決定すること。

7 消防水利に関する基準（令第25条第8号）

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

令第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第一項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

消防に必要な水利が十分でない場合に設置する、消防の用に供する貯水施設に関する技術的細目を規定したものです。すなわち消防に必要な水利として利用できる河川等が消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合していない場合で貯水施設を設置するときは、当該施設は同告示に適合しなければならない旨規定しています。

なお、法文は公共の用に供する空地である貯水施設についての規定ですが、当該貯水施設に係る消火栓を設ける場合、当該消火栓についても当然に「消防水利の基準」に適合していることが必要となります。消火栓、貯水池等を含めて開発区域内の消防水利がこの基準に適合するように設けられていけばよいこととなります。

ただし、所轄消防署と別途協議により設ける場合は、この限りではありません。

消防水利の基準 (昭和三十九年十二月十日 消防庁告示第七号)

第一条 この基準は、市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるものとする。

第二条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第二項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第二十一条第一項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- 一 消火栓〔せん〕
- 二 私設消火栓〔せん〕
- 三 防火水そう
- 四 プール
- 五 河川、溝等
- 六 濠、池等
- 七 海、湖
- 八 井戸
- 九 下水道

第三条 消防水利は、常時貯水量が四十立方メートル以上又は取水可能水量が毎分一立方メートル以上で、かつ、連続四十分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓〔せん〕は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が百八十メートル以下となるように配管されている場合は、七十五ミリメートル以上とすることができる。

3 私設消火栓〔せん〕の水源は、五個の私設消火栓〔せん〕を同時に開弁したとき、第一項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第四条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第一号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第二条第二号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、百四十メートル以下となるように設けなければならない。

3 前二項に定める配置は、消火栓〔せん〕のみに偏することのないように考慮しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成一二年一月消告二号〕、二項…一部改正〔平成一七年六月消告一〇号〕

第五条 消防水利が、指定水量（第三条第一項に定める数量をいう。）の十倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に五台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から百四十メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第六条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 地盤面からの落差が四・五メートル以下であること。

二 取水部分の水深が〇・五メートル以上であること。

三 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

四 吸管投入孔のある場合は、その一辺が〇・六メートル以上又は直径が〇・六メートル以上であること。

第七条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第四条関係）

用途地域	平均風速	年間平均風速が4 m/秒	年間平均風速が4 m/秒
		未満のもの	以上のもの
近隣商業地域		(m)	(m)
商業地域		100	80
工業地域			
工業専用地域			
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120	100

備考

用途地域区分は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定するところによる。

別表…全部改正〔昭和五〇年七月消告一〇号〕

8 排水施設に関する基準（法第33条第1項第3号、令第26条、第28条第7号、規則第22条、第26条）

（開発許可の基準）

法第三十三条

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 当該地域における降水量
- ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

令第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出することができるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。
- 二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公 共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- 三 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によつて排出することができるように定められていること。

令第二十八条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

（排水施設の管渠の勾配及び断面積）

規則第二十二条 令第二十六条第一号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。

- 2 令第二十八条第七号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

（排水施設に関する技術的細目）

規則第二十六条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 三 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。
- 四 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあつては、その内径又は内法幅が、二十センチメートル以上のもの）であること。
- 五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）。
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- 六 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふたに限る。）が設けられていること。
- 七 ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインパートが設けられていること。

(1)排水施設の勾配、断面（令第26条第1号）

管渠の勾配及び断面は、雨水及び汚水について計画雨水量及び計画汚水量を計算して定めます。

(2)排水施設の放流先への接続（令第26条第2号）

開発区域内の排水施設がその下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、河川、湖等へ接続していなければなりません。

「有効かつ適切に」とは、地形などから考え無理なく排出できるものであると同時に、接続先の能力が十分あるということ及び接続先の本来の機能に照らして雨水及び汚水を排出することが適切であるという意味です。

(3)雨水以外の下水（令第26条第3号）

雨水以外の下水は原則として暗渠により排出するものとします。

(4)排水施設的设计 (規則第22条)

ア 計画雨水量 (Q) の算定

雨水については、開発区域の規模、地形等を勘案して、降雨強度 (I)、流出係数 (C) を定め、計画雨水量 (Q) を算定します。計画雨水量の計算方法としては、一般には次の式を標準とします。
 なお、計画雨水量 (Q) は気候変動の影響を考慮し、降雨量変化倍率を乗じるものとします。

$$Q = \frac{1}{360} C \times I \times A \times 1.1 \quad (\text{合理式})$$

$$I = \frac{a}{t+b} \quad (\text{タルボット式})$$

- Q : 計画雨水量 (m³/sec)
- C : 流出係数
- I : 降雨強度 (mm/hr)
- A : 集水区域面積 (ha)
- a, b : 定数
- t : 流達時間 (分)

(イ) 降雨強度 (I)

降雨強度 (I) は、当該地域の気象を表す気象観測所の観測開始以来の資料をもとに5年確率で想定される値以上を用いますが、都市計画公共下水道事業の降雨強度式 (表-8) を用いて求めるものとします。ただし、当面の間は高崎市降雨強度表 (表-9) を用いてよいものとします。

表-8 都市計画公共下水道事業の降雨強度式 (単位: mm/hr) 公共下水道実施状況 (平成15年度末)

	高崎市 (新町地域以外)	新町地域
降雨強度式	6,200 / (t+40)	5,600 / (t+30)

表-9 高崎市降雨強度表 (単位: mm/hr)

	高崎市 (新町地域以外)	新町地域
降雨強度	62.0	62.2

注 森林法、河川改修等特別の定めにより、上記より数値が大なる場合はその値を用いること。

(ロ) 流達時間 (t)

流達時間 (t) は、雨水が排水施設に流入するまでの流入時間 (t₁) と排水施設に流下した雨水がある地点まで流下するまでの流下時間 (t₂) の和 (t) = (t₁) + (t₂) であり、流入時間 (t₁) は原則として7分 (5~10分の平均値) を標準とするが、カーベイ式で求めてもよいものとします。

また、流下時間 (t₂) は、管渠の区間ごとの距離と計画流量に対する流速とから求めた区間ごとの流下時間を合計して求めるものとします。

$$t = t_1 + t_2$$

$$t = \text{流達時間 (分)} \qquad t_2 = \frac{L}{V \times 60} \text{ (分)}$$

t_1 : 流入時間 (標準=7分) L : 流路長 (m)
 t_2 : 流下時間 V : 流速 (m/秒)

(ハ) 流出係数 (C)

流出係数 (C) は、表-10 又は表-11 により、標準値を定め、加重平均して総合した流出係数を決定します。

表-10 工種、地域別流出係数

工 種 別		地 域 別	
不 浸 透 性 道 路	0.95	市中の建て込んだ地区	0.90
アスファルト道路	0.90	建て込んだ住宅地区	0.70
透水性アスファルト舗装	0.80	田	0.70
マカダム道路	0.60	畑	0.60
砂 利 道	0.30	建て込んでない住宅地区	0.50
空 地	0.30	公園・広場	0.30
公園・芝生・牧場	0.25	芝生・庭園・牧場	0.25
		森林地方	0.20

注1 森林法、河川改修等特別の定により、上記より数値が大なる場合はその値を用いること

注2 太陽光パネル、屋根の流出係数は1.0を用いること

表-11 用途別総合流出係数標準値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場などの間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地などの中層住宅団地や1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ屋敷群や農家住宅、畑地などが割合残る郊外地域	0.35

注 一般的な宅地造成地は、0.6以上の流出係数を使用すること。

イ 計画汚水量の算定

汚水については、生活又は事業に起因し、又は付随する排水量、すなわち計画人口1人1日最大給水量から算出される計画1日最大汚水量に、工場等の排水量及び侵入が予想される地下水量を加え、計画最大汚水量を求め、これを計画汚水量とします。

(7) 下水道処理区域内の場合

・計画1日最大汚水量

1人1日最大汚水量に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとする。

・計画1日平均汚水量

1人1日最大汚水量の80パーセントに計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとする。

・計画時間最大汚水量

1人1日最大汚水量の1時間当たりの50パーセント増に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとする。

注1 1人1日最大汚水量：市町村が定める1人1日最大汚水量の数値による。ただし、定めがない場合には、表-12（利根川流域別下水道整備計画（H23.3）を参考とする。）

注2 地下水量：地下水量は1人1日最大汚水量の20パーセント以下として定める。

注3 工場排水量：井河水等を使用しかつ多量に排出する工場については個々に排水量を調査し、将来も見込んで定める。

注4 この基準にかかわらず、市において特別の定めがある場合はそれによるものとします。

a 計画汚水量（計画最大汚水量Q）の算定式

$$\text{計画最大汚水量 } Q = \frac{\text{計画時間最大汚水量}}{60 \times 60} \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$\text{計画時間最大汚水量} = \frac{1 \text{人} 1 \text{日最大汚水量} \times (\text{割増率} + \text{地下浸透率}) \times \text{計画人口} + \text{工場排水量}}{24} \quad (\text{m}^3/\text{hr})$$

b 分流式計画下水量の簡略算式 (流量計算用) ※工場排水を見込まない場合

$$1 \text{人} 1 \text{日最大汚水量} \cdots \cdots \cdots Q d \text{ m}^3/\text{人}/\text{日}$$

(処理区域市町村別排水量原単位 表-17)

計画人口 $\cdots \cdots \cdots N$ 人 ※観光客数がある場合は計画人口に算入する

地下水浸透率 $\cdots \cdots \cdots 0.15$ (0.1~0.2の平均値)

ピーク時間の割増 $\cdots \cdots \cdots 1.5$ (1.3~1.8の平均値)

計画最大汚水量 $\cdots \cdots \cdots Q \text{ m}^3/\text{sec}$ (秒あたりピーク時間最大汚水量)

$$Q = \frac{Q d \times (1.5 + 0.15) \times N}{24 \times 60 \times 60} = \frac{1.65 \times Q d \times N}{86,400} = \boxed{0.00002 Q d \times N} \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

表-12 下水道処理区域別排水量原単位

処理区名称	1人1日最大汚水量 (m ³ /人/日)
高崎処理区	0.475
県央処理区	0.380
榛名湖処理区	0.485

※高崎市公共下水道事業計画 (R5.3)、榛名湖特環下水道事業計画 (H30.6) による

※処理区については、下水道局へ確認してください

(イ) 下水道処理区域以外の場合 (農業集落排水区域又は合併処理浄化槽等)

予定建築物等の用途又は規模等に応じ、規定される計画使用水量を勘案して算出します。

ウ 流下能力の算定

排水路及び雨水並びに汚水管渠の流出量の計算は次の式のいずれかを用いる。

クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \times \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{R \times I} = \frac{N \times R}{\sqrt{R + D}} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$N : (23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}) \times \sqrt{I}$$

$$D : (23 + \frac{0.00155}{I}) \times n$$

$$\left[\begin{array}{llll} V : \text{流速 (m/sec)} & n : \text{粗度係数} & Q : \text{流量 (m}^3/\text{sec)} & R : \text{径深} = A/P \text{ (m)} \\ A : \text{流水断面積 (m}^2\text{)} & P : \text{潤辺 (m)} & I : \text{勾配} & \end{array} \right]$$

$$n : (\text{粗度係数}) = \left[\begin{array}{ll} \text{硬質塩化ビニール管} & 0.010 \\ \text{鉄筋コンクリート管渠} & 0.013 \\ \text{コンクリート二次製品} & 0.013 \\ \text{コンクリート造} & 0.016 \\ \text{石積ブロック} & 0.025 \end{array} \right]$$

マンニングの公式

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

注 流下能力の安全率は暗渠の場合 1.5 倍（7 割断面）、開渠の場合 1.2 倍（8 割断面）以上とすること。

エ 設計流速

設計流速は、雨水管渠、汚水管渠とも 1.0～1.8m/sec を標準とし、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は、下流に行くに従いしだいに緩くなるように設計します。

(5) 排水施設の構造・能力

ア 排水施設の構造（規則第 26 条第 1 号）

設置された排水施設が外圧、地盤の不等沈下あるいは移動などにより支障をきたすことなく機能するためには、堅固で耐久力を有するものでなければなりません。

イ 排水施設の材料、漏水防止（規則第 26 条第 2 号）

排水施設の材料は、耐水性の材料、すなわちコンクリート、れんが、陶器などで造られたものを使用し、漏水を最小限度とするために、継ぎ目はカラー、ソケット等の構造とするなどの措置を必要とします。

また、雨水のみを対象とする排水施設に限り、多孔管等の浸透機能を付加することができます。

ウ 公共の用に供する排水施設

(ア) 排水施設の設置箇所 (規則第26条第3号)

排水施設のうち共同で使用されることとなる部分は、原則として、公共の用に供する空地に設置することにより、維持管理の安全を期そうとするものです。

(イ) 暗渠の構造 (規則第26条第4号)

暗渠とされる部分については主に清掃上の観点と必要排水能力とからその内径又は内のり幅を20センチメートル以上としなければなりません。

エ マンホール等の配置・構造 (規則第26条第5号、第6号)

泥だめ、集水又は清掃上の観点より、まず、マンホールを公共の用に供する暗渠の始まる箇所などの適当な場所に設置することにより溢水、冠水の被害を防止します。

また、専ら雨水を排除すべきますについては雨水に混入する泥、ごみ等を集めるための深さ15センチメートル以上の泥だめ、その他のます又はマンホールについては、排水の流れをスムーズにするためのインバートを設けなければなりません。

(6) 流末処理方法 (令第26条第2号)

ア 公共水域への接続

開発区域内の排水施設は、原則として、下水道、河川、水路などに接続していることとします。この場合、その管理者と事前に十分に協議を行うことが必要です。

また、排水放流先の水路等がなく、地形、地質上支障ないと認められる場合に限り浸透施設による処理ができるものとします。

イ 技術的基準等

流末処理方法の技術的基準等

(平成31年4月1日一部改定)

- 1 令第26条第2号の「放流先の排水能力」の確認は、以下のとおりとする。
 - (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のときは、一次放流先までの排水能力が十分であることを確認すること。
 - (2) 開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のときは、下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力が十分であることを確認すること。
- 2 令第26条第2号の「一時雨水を貯留する遊水池」は、降雨時等の一時的な貯水をするための施設であり、常時貯水を行うことはできない。放流先の排水能力によりやむを得ず、当該遊水池を設置する場合は、『防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例』(社団法人 日本河川協会)によるものとする。ただし、管理者の了解を得た上で、当面の間は以下のとおりとすることができる。

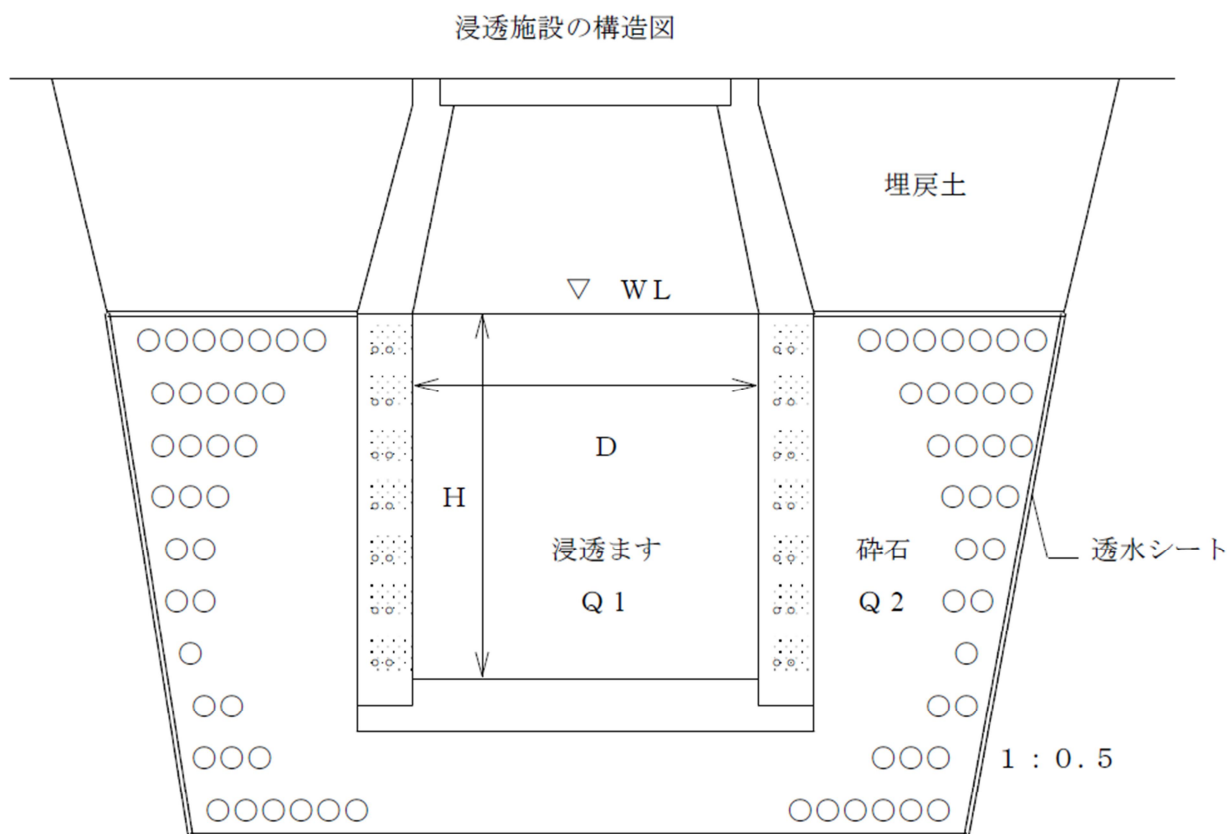
なお、流出抑制施設の設置及び管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の管理及び設置に関するマニュアルについて(平成12年7月27日付け建設省経民発14号、建設省郡下公発第18号、建設省河環発第35号)」を参照すること。

 - (1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のときは、5年確率降雨強度で算出された流出量を30分間貯留できる容量とする。
 - (2) 開発区域の面積が0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満のときは、5年確率降雨強度で算出された流出量を1時間貯留できる容量とする。
 - (3) 浄化槽処理水を一時貯留する場合は、1日分を見込むものとする。

3 浸透施設の設置基準等

- (1) 構造等は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものを基本とする。
- (2) 設置にあたっては、盛土部分及びびがけ擁壁等の付近へは設けないこと。
- (3) 浸透面積は底面のみでなく側面に対しても考慮した構造とし、流入する雑排水は浄化槽等で処理されたものを浸透させるものとする。
- (4) 規模は土質、排水量により異なるが、一般家庭用の雑排水処理としては、1戸当たり1立方メートル以上の貯留能力があるものとする。
- (5) 並列して設置する場合は、その浸透の能力を確保するために、必要な間隔をとること。

図-19



※ 貯留容量Qは、浸透ます容量Q1と砕石容量Q2の25%を加算した容量である。

※ 砕石は単粒度（20mm～40mmが望ましい）とする。

9 給水施設に関する基準（法第33条1項4号）

法第三十三条

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

水道その他の給水施設が想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていなければなりません。

(1) 給水施設の設計

給水施設の設計は、次に掲げる事項を勘案して、「当該開発区域」について想定される需要に支障を来さない構造能力であること。

- ア 開発区域の規模、形状、周辺状況（需要総量、管配置、引込点、配水施設など）
- イ 区域内地形、地盤の性質（配水施設の位置、配管材料、構造など）
- ウ 予定建築物等の用途、敷地の規模及び配置（需要量、敷地規模、建築又は建設規模、配管設計）

(2) 設計の判断

- ア 水道事業者から給水を受ける場合は、当該水道事業者と協議が整っていること。
- イ 開発区域が給水区域に含まれていない場合は水道法に基づく技術上の基準に適合していること。

10 地区計画等への適合（法第33条第1項第5号）

法第三十三条

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

これら地区計画等が定められている区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為については、原則として、届出・勧告制をとることにより、その実現を担保しています。しかし、当該土地の区画形質の変更について開発許可が必要な場合は、これらの届出・勧告制度の適用除外とする代わりに開発許可基準に地区計画等に関する基準を設けて、開発許可の段階で地区計画等の計画内容のある程度実現しようとするものです。

11 公共公益施設に関する基準（法第33条第1項第6号、令第27条）

（開発許可の基準）

法第三十三条

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

令第二十七条 主として住宅の建築の用に供する目的で行なう二十ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 公共公益施設及び予定建築物等の用途の配分（法第33条第1項第6号）

「用途の配分が定められていること」とは、公共施設、公益的施設及び建築物等の用に供される敷地が、本基準の趣旨に添って適切に配分されるような設計になっていることの意であって、開発者がこれらの施設を自ら整備すべき旨を定めたものではありません。開発者が自ら整備すべき公共施設の範囲は、法第33条第1項第2号から第4号までに規定されており、それ以外の公共施設や公益的施設は、それぞれの施設の管理予定者と協議した上で、用地として確保しておけば足りることとなります。

(2) 技術的細目（令第27条）

主として住宅の建築の用に供する目的で行う20ヘクタール以上の開発行為について、教育施設、医療施設、交通施設、購買施設などの公益的施設の配置及び規模を考慮することとなっています。「配置されていなければならない」とあるのは、開発者が自ら整備すべき旨を定めたものではなく、用地として確保すべきであるという趣旨です。その他の公益的施設としては、行政施設（交番、市町村の庁舎、出張所等）、集会施設（集会所、公民館等）等がこれにあたります。

後段のただし書は、誘致距離及び規模を勘案して既存の施設を利用可能である場合の適用除外を定める緩和規定です。

いずれにしても、公益的施設の配置にあたっては、既存の施設を利用できるか否かを含めて、当該公益的施設の管理者（予定者を含む。）と十分に協議する必要があります。

12 宅地の安全性に関する基準（法第33条第1項第7号、令第28条、規則第22条、第23条、第27条）

（開発許可の基準）

法第三十三条

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域
開発行為に関する工事	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事
宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

令第二十八条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- 二 開発行為によつて崖が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。
- 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。
- 四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。
- 五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が

滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。

六 開発行為によつて生じた崖面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。

七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

(排水施設の管渠の勾配及び断面積)

規則第二十二條

2 令第二十八条第七号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

(がけ面の保護)

規則第二十三條 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するものがけ面については、この限りでない。

一 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

二 土質が前号の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

4 開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(擁壁に関する技術的細目)

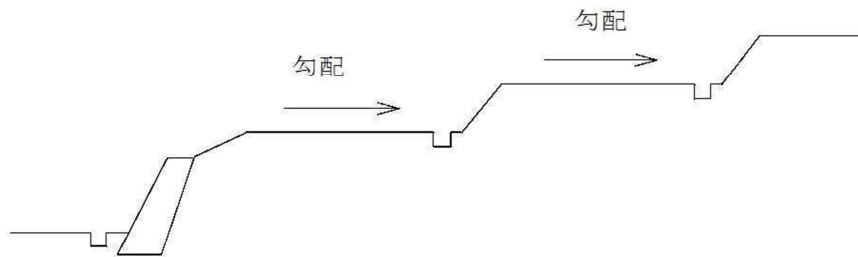
規則第二十七條 第二十三条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたもので

- あること。
 - イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
 - ロ 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
 - ハ 土圧等によつて擁壁の基礎がすべらないこと。
 - ニ 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
 - 二 擁壁の構造は、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。
- 2 開発行為によつて生ずるがけのがけ面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

(1) 「がけ上端地盤面の勾配」(令第28条第2号)

図-20



(2) 「切土の場合のすべりやすい土質の層」の例(令第28条第3号)

図-21

a 層と層とがすべりやすい地盤

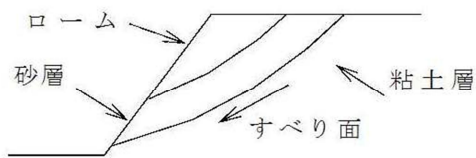
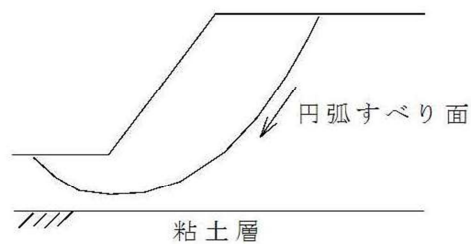


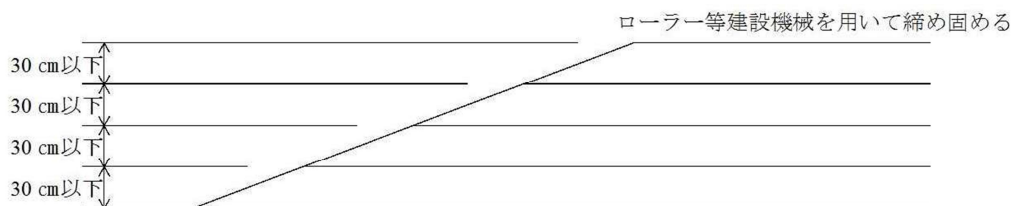
図-22

b 円形すべりが生じやすい地盤



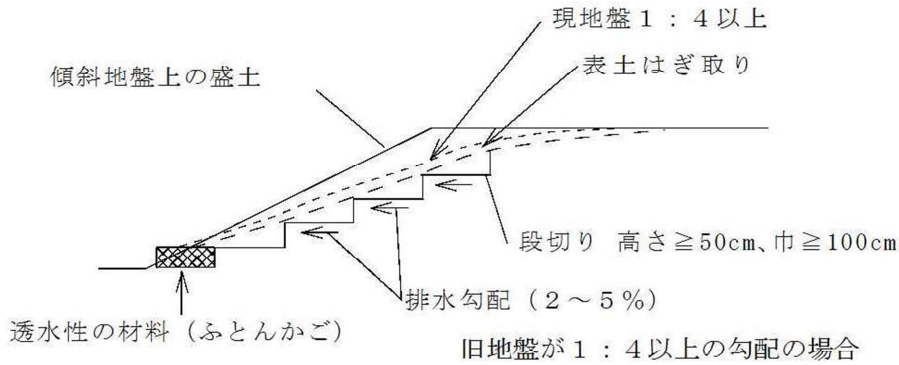
(3) 「盛土の際の締固め方法」(令第28条第4号)

図-23



(4) 「傾斜している土地に盛土する場合の段切りその他の措置」(令第28条第5号)

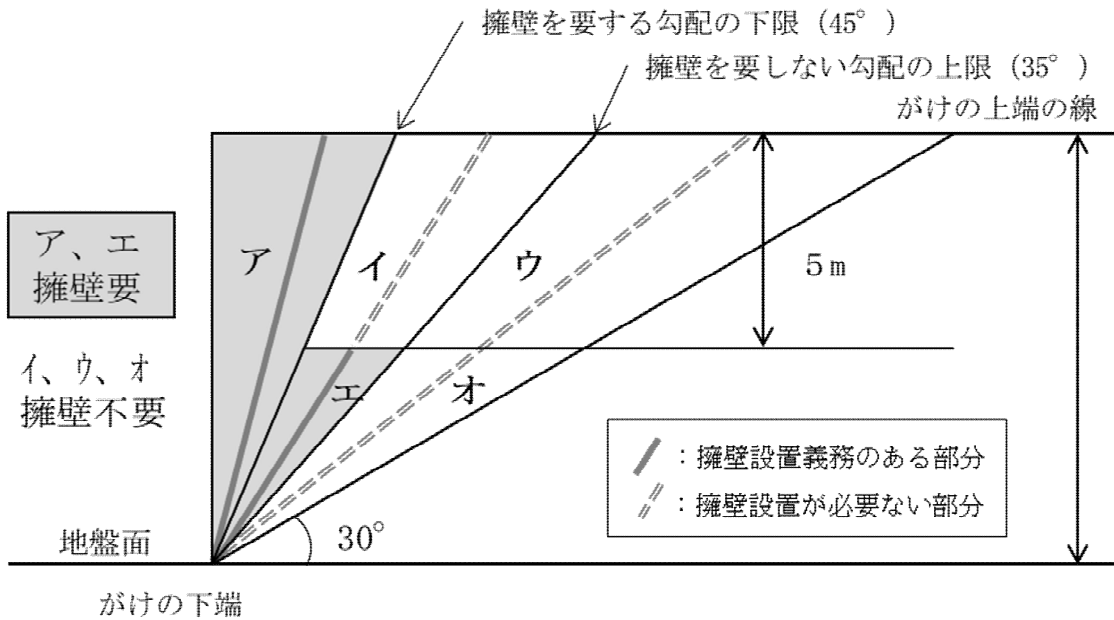
図-24



(5) 「切土の場合の緩和規定」(規則第23条第1項)

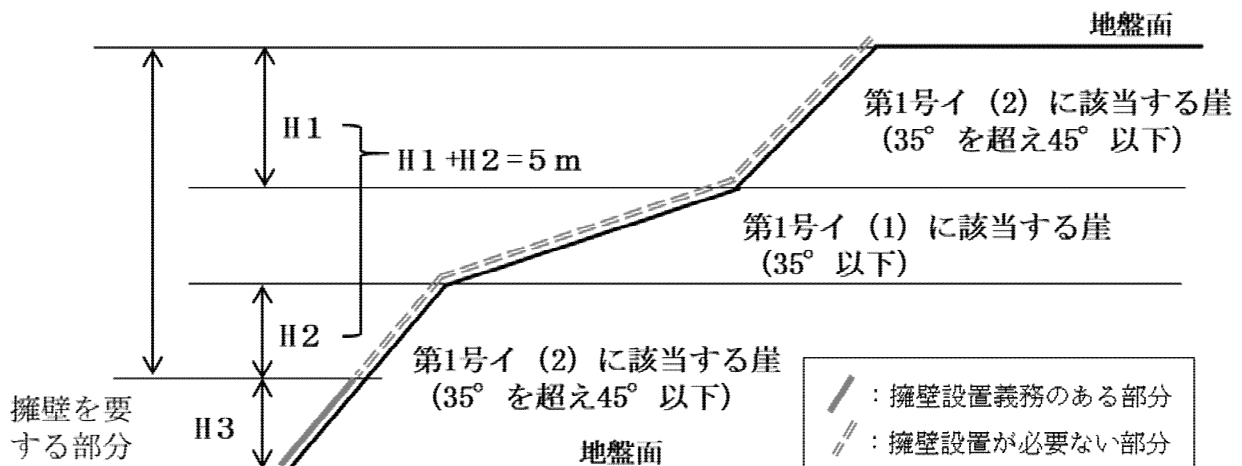
第1号、第2号を図に示すと図-25のとおり。

図-25



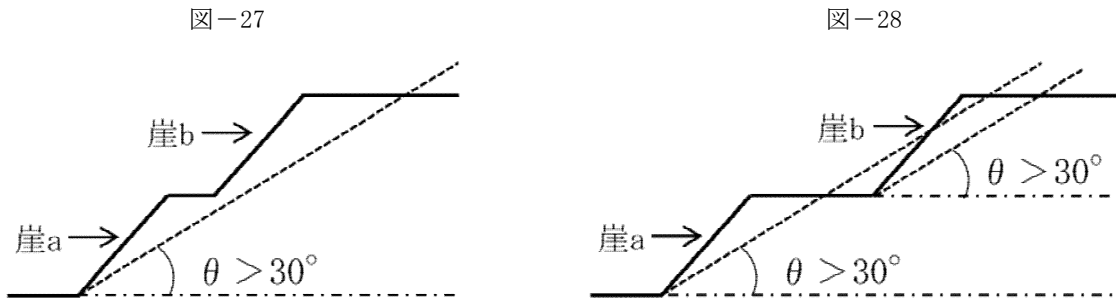
(6) 「第1号のがけ部分により2号のがけが上下に分離された場合」(規則第23条第1項第2号)

図-26



(7) 「小段で分離されたがけの一体の扱い」(規則第23条第2項)

図-27の崖aと崖bは一体のがけ、図-28の崖aと崖bは別々のがけ



(8)擁壁の技術基準(規則第27条第1項、第2項)

ア 他法令の準用

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項2号、第9条から第12条、第16条

(イ) 建築基準法施行令第142条

イ 擁壁の構造計算の安全率

(7) 転倒、すべり(滑動)・・・1.5以上

(イ) 沈下(支持力)・・・・・・・・・・1.0以上

ウ 水抜き穴 擁壁の壁面3平方メートル以内ごとに1個(内径7.5センチメートル以上、耐水性の材料)

エ 盛土部分の土圧等は表-13によることができます。

表-13

土 質	単位体積重量 (t/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	1.8	0.35
砂質土	1.7	0.40
シルト、粘土、それらを多量に含む土	1.6	0.50

オ 基礎地盤に対する最大摩擦抵抗力は実状に応じた計算数値又は表-14の値とすることができます。

表-14

土 質	摩 擦 係 数
岩・岩層・砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土、それらを多量に含む土	0.3

カ 練積擁壁

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第10条(練積み造の擁壁の構造)の擁壁構造基準を準用するものとします。

キ 擁壁の設計

擁壁は「盛土等防災マニュアル」や擁壁設計標準図(平成12年版)に基づき設計するものとし、種々の型式の擁壁の中から設置箇所の地形、地質、施工条件、擁壁高さなどを勘案して適切な材料、型式の擁壁を選定することとします。また、擁壁を含めた地盤全体の防災性・安全性についても総合的に検討することとします。

なお、擁壁の代わりにコンクリートブロックを使用することは原則として認められません(壁式構

造関係設計基準集・同解説（メーソンリー編）参照）。

(9) 「地下水排除工の規定」（令第28条第7号、規制第22条第2項）

「盛土等防災マニュアル」V 盛土-V・2・1 地下水排除工を参照。

13 災害危険区域等の除外（法第33条第1項第8号、令第23条の2、群馬県建築基準法施行条例第3条）

（開発許可の基準）

法第三十三条

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

（開発行為を行うのに適当でない区域）

令第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域をいう。第二十九条の七及び第二十九条の九第三号において同じ。）とする。

（災害危険区域の指定）

群馬県建築基準法施行条例

第三条 法第三十九条第一項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

本号は、原則として、自己業務用の開発行為及び非自己用の開発行為の場合、開発行為を行うのに適当でない区域を規定しています。これらの区域については、それぞれの規制法によって必要な危険防止措置が定められていますが、開発許可制度においてもそうした区域において市街化を進展される行為を抑止することを目的としています。

「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる」とは、それぞれの法律の許可を受け、かつ、市長が支障ないと認めた場合をいいます。

14 樹木の保存、表土の保全（法第33条第1項第9号、令第23条の3、第28条の2、規則第23条の2）

（開発許可の基準）

法第三十三条

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

（樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模）

令第二十三条の三 法第三十三条第一項第九号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときは、都道府県は、条例で、区域を限り、〇・三ヘクタール以上一ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

令第二十八条の二 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第九号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 高さが十メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第三十三条第一項第二号イからニまで（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 二 高さが一メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が千平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壌の改良等の措置が講ぜられていること。

（樹木の集団の規模）

規則第二十三条の二 令第二十八条の二第一号の国土交通省令で定める規模は、高さが五メートルで、かつ、面積が三百平方メートルとする。

この基準は、自然環境の保全を図ることによって、良好な都市環境を確保することを目的としています。環境保全の態様は開発行為を行う前の開発区域の状況により異なるため、全ての開発行為において同一水準の樹木の保存又は表土の保全を担保しようとするものではありません。

対象となる規模を1ヘクタール以上としたのは、小規模な開発行為であれば、環境に与える影響が比較的小さいと判断されるからです。また、知事が条例を定めることにより、適用規模を下げられますが、本市においては定めていません。

(1) 樹木の保存（令第28条の2第1号、規則第23条の2）

ア 「集団」とは、一団の樹林地で樹木が10平方メートル当たりおおむね1本以上の割合で存する場合を目途とします。

イ 「健全な樹木」とは、次により判断します。

- (ア) 枯れていないこと。
 - (イ) 病気（松食い虫、落ち葉病等）がないこと。
 - (ウ) 主要な枝が折れていない等樹容が優れていること。
- ウ 「保存の措置」とは、保存対象樹木又はその集団をそのまま存置しておくことを指していて、地区内での移植又は植樹を指しているものではありません。
- エ 「保存対象樹木の保存措置を講じないことがやむを得ない」と認められるのは、次の場合です。
- (ア) 開発区域の全域にわたって保存対象樹木が存する場合
 - (イ) 公園、緑地等の計画規模以上に保存対象樹木がある場合
 - (ウ) 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木がある場合
 - (エ) その他土地利用計画上やむを得ないと認められる場合

(2)表土の保全（令第28条の2第2号）

- ア 「表土」とは、通常、植物の育成に不可欠な有機物質を含む表層土壌のことをいいます。
- イ 表土の保全方法（その他の必要な措置を含む。）には、次のような方法があります。
- (ア) 表土の復元 開発区域内の表土を造成工事中、まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元することをいいます。厚さは20～40センチメートル程度とします。
 - (イ) 客土 開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内の必要な部分におおぐことをいいます。この場合、他区域の表土をはがすことになるので、原則として、地下室工事などで不要となる表土を用いることとします。
 - (ウ) 土壌の改良 土壌改良剤と肥料を与え、耕起することをいいます。
- 注 (イ)及び(ウ)に掲げる措置は、表土の復元の次善の措置であり、表土の復元の措置が講じられない場合の代替措置として考えられるものです。
- ウ 表土の復元又は客土等の措置を講じてもおお植物の生育を確保することが困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような措置をあわせ講ずるものとします。
- (ア) リッパーによる引掻き・・・土壌を膨軟にする。
 - (イ) 発破使用によるフカシ（例 深さ1メートル程度、ピッチ@2メートル防爆幕使用等）・・・土壌を膨軟にする。
 - (ウ) 粘土均し・・・保水の悪い土壌の改良
- エ 表土の採取については、傾斜度20度以上の急傾斜面等工法上困難な場合、採取対象から除いてよいとします。
- オ 盛土のみによる開発行為については、客土又は土壌の改良等による措置が考えられます。
- カ 切土のみによる開発行為については、土壌改良等の措置が考えられます。
- キ 表土の保全を行う部分は、高さが1メートル以上の切土又は盛土を行う部分であり、植栽の可能性のないところは除外されています。
- (ア) 除外される部分 道路舗装部分、建築物の建築予定地、駐車場等
 - (イ) 表土の保全を行う部分 公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯（緑地帯）等
- ク 通常の独立住宅用地については、規模も大きくなく、住宅の建築される部分も明らかでないので、表土の保全措置は必ずしも要さない場合が多く、表土の復元を行うか否かについては、採取量と復元量の均衡を図るため現況の表土の厚さ及び採取することができる区域の面積により表土の量をおおよそ推計し、公園、緑地等への復元が確保された上で判断されます。

15 緩衝帯の設置（法第33条第1項第10号、令第23条の4、第28条の3、規則第23条の3）

（開発許可の基準）

法第三十三条

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

（環境の悪化の防止上必要な緩衝帯が配置されるように設計が定められなければならない開発行為の規模）

令第二十三条の四 法第三十三条第一項第十号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。

令第二十八条の三 騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設

の用に供する目的で行う開発行為にあつては、四メートルから二十メートルまでの範囲内で開発区域の規模に応じて国土交通省令で定める幅員以上の緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界にそつてその内側に配置されていなければならない。ただし、開発区域の土地が開発区域外にある公園、緑地、河川等に隣接する部分については、その規模に応じ、緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。

（緩衝帯の幅員）

規則第二十三条の三 令第二十八条の三の国土交通省令で定める幅員は、開発行為の規模が、一ヘクタール以上一・五ヘクタール未満の場合にあつては四メートル、一・五ヘクタール以上五ヘクタール未満の場合にあつては五メートル、五ヘクタール以上十五ヘクタール未満の場合にあつては十メートル、十五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満の場合にあつては十五メートル、二十五ヘクタール以上の場合にあつては二十メートルとする。

この基準は、騒音、振動等により周辺に環境悪化をもたらすおそれのある建築物等について、開発行為の段階から環境保全の立場に立った規制を行うものです。

緩衝帯の設置により、騒音、振動等に係る環境被害を全て防止しようとする趣旨ではなく、あくまで開発行為の段階で騒音、振動等に対する公害対策のための余地を残しておくことが、この基準のねらいです。

(1) 緩衝帯の配置

ア 緩衝帯を設置する開発行為の規模を1ヘクタール以上と定めたのは、これ以下の規模では、緩衝帯をとる余地が少ないことや、たとえ短い幅の緩衝帯を設置させたとしても、その効果が少ないこと等によります。

イ 「騒音、振動等」とは、開発区域内の予定建築物等から発生するものを指し、区域外から発生するものを含みません。騒音、振動の他に煤煙、悪臭が含まれると考えられますが、日照の悪化、ビル風の発生による環境の悪化は含まれません。

ウ 「騒音、振動等をもたらすおそれのある建築物等」とは、一般的に「工場」を指します。第一種特定工作物もこれに該当します。

(2) 緩衝帯の幅員 (規則第 23 条の 3)

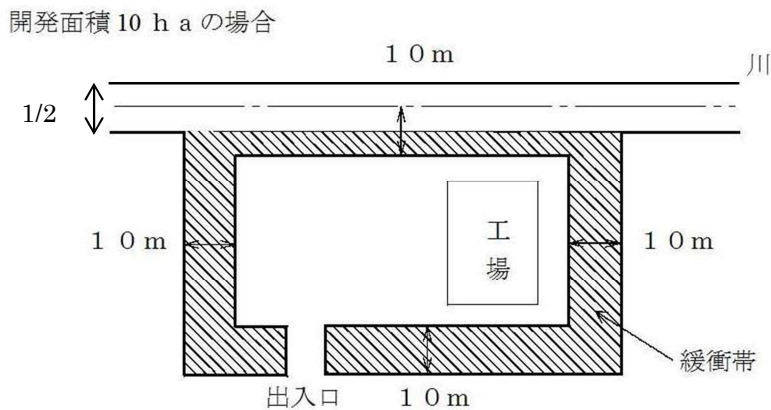
表-15

面積	幅員
1 ~ 1.5 ha 未満	4 m 以上
1.5 ~ 5 ha 未満	5 m 以上
5 ~ 15 ha 未満	10 m 以上
15 ~ 25 ha 未満	15 m 以上
25 ha 以上	20 m 以上

緑地帯及びその他の緩衝帯は開発区域の境界の内側に沿って設置され、その境界は縁石又は境界杭等の施工により明らかにされていること。

(3) 緩衝帯の設置条件の緩和

開発区域の周辺に公園、緑地、河川、池沼、植樹のされた大規模な街路、法面等緩衝効果を有するものが存する場合にはその幅員の 2 分の 1 を緩衝帯の幅員に算入することができます。



(注) 出入口については、緩衝帯は不要である。

16 運輸施設の適否 (法第 33 条第 1 項第 11 号、令第 24 条)

(開発許可の基準)

法第三十三条

十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

(輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない開発行為の規模)

令第二十四条 法第三十三条第一項第十一号 (法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)

の政令で定める規模は、四十ヘクタールとする。

40ヘクタール以上の開発行為にあつては、道路、鉄道による輸送の便を考慮し、特に必要があると認められる場合には、当該開発区域内に鉄道施設の用に供する土地を確保するなどの措置を講ずることが必要となります。この場合において、令第 23 条第 4 号の規定により鉄道事業者及び軌道経営者と開発許可申請者とが法第 32 条による協議を行うこととされています。なお、開発許可権者は許可しようとする場合、あらかじめ陸運局長と協議することになっています。

17 開発者の事業遂行の能力 (法第33条第1項第12号、第13号、令第24条の2、第24条の3)**(開発許可の基準)****法第三十三条**

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。)又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない開発行為の規模)

令第二十四条の二 法第三十三条第一項第十二号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。

(工事施工者に自己の開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力がなければならない開発行為の規模)

令第二十四条の三 法第三十三条第一項第十三号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。

(1)申請者の能力(法第33条第12号)

盛土規制法の許可を要するもの、自己用の開発行為で1ヘクタール以上のもの及び非自己用の開発行為の申請者は、当該開発行為を完成させるために必要な資力及び信用を有する必要があり、次のような事実関係を基準として判断します。

ア 事業計画どおりに当該事業を完成させるに必要な資金調達の能力があること。

イ 過去の事業実績等から判断して、誠実に許可事項を遵守して事業を完成させる能力があること。

ウ 事業を途中で廃止するような事態が生じた場合に事業の施行によって変更された公共施設の機能を回復し、又、防災上必要な措置を講じ得る能力を有すること。

(2)工事施行者の能力(法第33条第13号)

盛土規制法の許可を要するもの、自己用の開発行為で1ヘクタール以上のもの及び非自己用の開発行為の工事施行者は、設計どおり当該開発行為に関する全ての工事を完成させるために必要な能力が要求されます。

その判断は、当該工事の難易を考慮し、過去の工事実績等を勘案しつつ行われることとなります。

なお、1ヘクタール以上の開発行為の設計に係る設計図書は、法第31条により国土交通省令で定め

る資格を有する者が作成したものでなければなりません。詳細は、第6章1（6）設計者の資格を確認してください。

18 関係権利者の同意（法第33条第1項第14号）

（開発許可の基準）

第三十三条

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

(1) 権利者の範囲

「妨げとなる権利を有する者」とは、土地については所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含みます。

また、工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権を有する者のほか、土地改良施設がある場合はその管理者が含まれます。

(2) 相当数の同意

開発行為を行う者は、開発許可申請までには可能な限り関係権利者の同意を100パーセント取得することが望ましいと考えられます。本号で相当数の同意としているのは、許可が得られるか不明の段階で全員の同意を得ることを要件とすることが、開発行為を行う者に対して過大の経済的負担を負わせるおそれがあるためです。

なお、「相当数」については、目安を3分の2としています。

また、「相当数の同意を得ていること」については、以下のとおりとします。

法第33条第1項第14号に規定する権利を有するすべての者の3分の2以上並びにこれらの者のうちの所有権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得ており、かつ、同意した者が所有する土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積との合計が土地の総地積と借地権の総地積となっている土地の総地積との合計の3分の2以上である場合を示すものであること。

さらに共有地の場合のカウントは、宅地について複数の共有権者がある場合には、全体で1の所有者とみなします。共有権者のすべてが同意しないと、1カウントできません。

(3) 同意の効果

土地所有者等の同意が得られないまま開発許可を得た土地については、当該開発者は開発行為の許可を受けたからといって、当該土地について何らの私法上の権限を取得するものではありませんから、当該土地について権利者の同意を得なければ工事を行うことができないのはいうまでもありません。